

日本放送協会 理事会議事録

(平成29年 7月 4日開催分)

平成29年 7月21日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成29年 7月 4日(火) 午前9時00分～9時35分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、坂本専務理事、
児野専務理事・技師長、根本理事、松原理事、荒木理事、
黄木理事、大橋理事、菅理事、中田理事
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 第1287回経営委員会付議事項について
- (2) 新放送会館建設のための用地賃貸借契約および土地交換の合意書の締結について
- (3) 個人情報保護法改正等に伴う「情報管理規程」の改正について
- (4) 「放送システム委員会報告(案)(衛星放送用受信設備の技術的条件)」に関する意見募集への対応について

2 報告事項

- (1) 関連団体役員体制について
- (2) 考査報告
- (3) 放送番組審議会議事録（資料）

議事経過

1 審議事項

- (1) 第1287回経営委員会付議事項について
(経営企画局)

7月11日に開催される第1287回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として「インターネット実施基準の一部変更について」と「新放送会館建設のための用地賃貸借契約および土地交換の合意書の締結について」です。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

- (2) 新放送会館建設のための用地賃貸借契約および土地交換の合意書の締結について

(経理局)

新札幌放送会館の移転整備については、平成25年11月にNHKと札幌市との間で、現札幌放送会館敷地と札幌市が所有するリンケージプラザ等跡地との交換に向けた協議に関する基本合意書を締結後、32年度に新放送会館の運用開始、33年度に土地を交換することを目途に計画を進めてきました。

このたび、新札幌放送会館の建設工事に着手する条件が整ったことから、リンケージプラザ等跡地の賃貸借契約と土地交換の合意書を札幌市と締結することとしたいので、審議をお願いします。

対象地の概要について、説明します。新放送会館建設予定地は、札幌市が所有するリンケージプラザ等跡地で、敷地面積は10,327.90㎡です。用途地域は商業地域で、建ぺい率80%、容積率600%です。

新放送会館の周辺には、北海道庁や北海道警察本部、札幌高等裁判所などの官庁施設も多く、業務上の利便性もあります。

賃貸借契約の主な内容についてです。締結先は札幌市で、賃借する物件はリンケージプラザ等跡地です。契約期間は、29年8月1日から33年度に予定している土地交換の前日までとなります。賃借料は年額で約8,000万円です。

土地交換合意の主な内容についてです。新放送会館の建設工事が始まることから、札幌市とNHKの土地を交換することを合意書に明記します。土地交換の契約締結時期と交換の実施時期は、新放送会館が運用を開始し、現放送会館の解体撤去が完了した後とします。土地の価格は、土地交換契約の締結時点における価格とし、差金が発生する場合には金銭精算とすることについても表記します。

最後に、今後のスケジュールについてです。今回、用地賃貸借契約と土地交換の合意書について締結した後、29年8月から建設工事が始まり、32年1月に完成する予定です。その後、放送設備工事を行い、32年9月頃の運用開始を見込んでいます。土地交換は、現会館の解体撤去が完了する33年度中となる見通しです。

本件が了承されれば、7月11日開催の第1287回経営委員会に諮ります。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、次回の経営委員会に諮ります。

(3) 個人情報保護法改正等に伴う「情報管理規程」の改正について
(リスク管理室)

個人情報保護法の改正に伴い、「情報管理規程」を改正したいので、審議をお願いします。

主な変更点は、次のとおりです。

第1点は、個人情報保護法および個人情報保護ガイドラインに対応し、安全管理措置をより明確化します。主な内容は、安全管理措置を講じることを宣言し、安全管理措置の責任者を部局長とすることを明記します。また、情報セキュリティの教育、点検および評価の実施について明記します。さらに、「情報セキュリティ対策基準」を策定し、必要条件を明記

します。

第2点は、不正競争防止法および営業秘密管理指針（経済産業省）に対応し、秘密情報の分類、明示、管理を明確化します。主な内容は、不正競争防止法上の保護対象となる情報との区分と、営業秘密（極秘情報、秘密情報）の明示です。

第3点は、情報管理における、リスク管理室、総務局、および情報システム局の所管関係を明確化します。主な内容は、リスク管理室は情報管理全体、総務局は文書管理等、情報システム局は情報セキュリティ施策等を所管することとします。それに伴い、総務局所管の文書管理関連条項と情報システム局所管のIT関連条項を削除します。

本件が決定されれば、平成29年7月4日付で実施します。

（会長） ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

（4）「放送システム委員会報告（案）（衛星放送用受信設備の技術的条件）」に関する意見募集への対応について

（技術局）

総務省の「情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会」（以下、「委員会」）は、衛星の4K・8K実用放送の開始に向け、平成28年9月から、「衛星放送用受信設備作業班」を設け、衛星放送の受信設備に適用する技術的条件について検討を進めてきました。

29年6月、委員会は「放送システム委員会報告（案）」（以下、「報告（案）」）をとりまとめ、7月5日まで意見募集を行っています。これに対し、NHKとして意見を提出したいので、審議をお願いします。

まず、報告（案）の概要について説明します。

衛星放送の場合、パラボラアンテナからチューナーまで宅内の同軸ケーブルで伝送する際、アンテナ部分で中間周波数という低い周波数に変換して伝送しています。これは、衛星から受信する周波数が12GHzと高く、宅内の同軸ケーブルで伝送すると損失が大きくなるという理由によるものです。

今回の4K・8K実用放送では、この中間周波数を現在の2K放送よりも少し高い周波数を使うことになっており、報告（案）は、この中間周波数における信号の漏れによる悪影響をなくするための検討結果をまと

めたものです。具体的には、衛星放送の受信設備に関し、ブースターや室内の壁面コネクタなどの受信設備を構成する機器等から発生する、中間周波数の電波の漏えい電力の上限値を定めるものとなっています。

受信設備からの中間周波数の電波漏えいには、同じ周波数帯を使用する携帯電話等の他の無線システムで混信障害が発生するという課題があります。また、左旋を用いた4K・8K実用放送の開始により、受信設備で使用する中間周波数が拡張するタイミングであることを踏まえ、電波漏えいを抑止し、他の無線システムとの周波数共用を促進する目的で、今回の漏えい電力の上限値の検討が行われたもので、このことは左旋受信環境の早期の普及にも資するものと考えます。

対象とする中間周波数の範囲は、新たに拡張された左旋チャンネルの受信に対応する中間周波数帯となっており、NHKが8K放送で使用する周波数が含まれます。漏えいの上限値については、運用実態をモデル化した周波数共用の検討と、実際の機器からの漏えいを測定する実験により導出したもので、他の無線システムとの共用が可能な範囲で、受信設備にとって妥当な基準値となっています。

これに対する提出意見は、次のとおりです。

『衛星放送用受信設備の技術的条件』は、当該周波数帯を使用する関係者間による検討や実験をもとに、受信設備の電波漏えいの基準を導出したもので、受信設備と各無線システムとの共用が可能となる条件であり、妥当と考えます。また衛星放送の受信者と各無線システムの利用者の利便性向上と当該周波数帯の有効利用に繋がるものであり、これに賛成します。

新たな基準に適合する受信設備の導入や置き換えなどにおいては、既存の受信設備に対する経過措置に十分に配慮するとともに、4K・8K衛星放送の確実な普及に向け、国による支援や周知などの取り組みを要望します。」

以上の内容が決定されれば、NHKの意見を総務省に提出します。

(坂本専務理事) 影響が出る場合は受信設備の保有者に負担がかかると思いますが、導入者はどのような方が多いのですか。国の支援についてはどのようなことが考えられていますか。

(技術局) 個人所有が多いと思いますが、マンションなどのように共有の場合もあり、基本的には建物の所有者が対象になります。国の支援としては、規格に適合したブラスターへの交換などに対する経費補助が考えられます。

(根本理事) これまでにも、中間周波数の電波漏えいに関する問題はなかったのでしょうか。

(技術局) 携帯電話などの通信機器と混信するというケースがあり、その場合は、受信設備や通信機器を所有する方と通信事業者との話し合いなどで対処している場合が多いと思います。

(会 長) ほかにご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

(1) 関連団体役員体制について

(関連事業局)

平成29年7月現在の関連団体の役員体制の概要について報告します。

28年7月から29年7月5日までの間に、関連団体26団体のうち9団体で社長・理事長が交代しました。子会社のNHKプラネットは山崎秋一郎社長、NHKプロモーションは畠山経彦社長、NHKメディアテクノロジーは松本睦雄社長、NHK出版は森永公紀社長、関連会社のビーエス・コンディショナルアクセスシステムズは近藤宏社長がそれぞれ就任しています。関連公益法人等では、NHKインターナショナルは小泉公二理事長、日本放送協会学園は浜田泰人理事長、NHK厚生文化事業団は鈴木賢一理事長、日本放送協会健康保険組合は原田達也理事長がそれぞれ就任しています。

7月5日時点の新しい体制の常勤役員数は134人で、NHKグループ経営改革の一環として、ガバナンスの強化のために外部の常勤監査役2人と取締役1人が新たに就任した一方で、役員体制の見直しにより、昨年同時期と比べ1人減少しました。

非常勤役員数は164人で、昨年同時期と比べ10人増加しました。これは、NHKグループ経営改革のタテヨコ管理強化の一環として、子

会社3社に新たな所管部局が加わったことや、関連公益法人等3団体に所管部局から非常勤理事が就任したためです。また、子会社3社と関連公益法人等2団体に外部の非常勤監査役・監事が就任しました。

(2) 考査報告

(考査室)

平成29年5月22日から6月20日までの間に放送した、ニュースと番組について考査した内容を報告します。

この期間に、国内放送番組では、ニュース19項目、番組68本の考査を実施しました。

ニュースの主な項目としては、共謀罪の構成要件を改めテロ等準備罪を新設する法案が、与野党の徹夜の攻防の末に成立したこと、加計学園の獣医学部新設を巡り、文部科学省が一転して文書の存在を認めたこと、東名高速道路で中央分離帯を飛び越えた乗用車が観光バスと衝突したこと、米国のトランプ大統領が地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定からの脱退を決めたと発表したことなどがありました。

番組では、南スーダンでのPKO・国連平和維持活動を終え、撤収を完了した自衛隊員の実態を明らかにした、NHKスペシャル「変貌するPKO 現場からの報告」(5月28日放送)、数十年の潜伏期間を経てがんなどを引き起こすアスベストの脅威を追った、クローズアップ現代+「“新たな”アスベスト被害～調査報告・公営住宅2万戸超」(6月12日放送)、特別支援学級の子どもたちが一般学級の授業に参加する交流活動の日々を見つめた、ETV特集「“いるんだよ”って伝えたい～横浜・特別支援学級の子どもたち」(Eテレ・5月27日放送)、HKT48の指原莉乃さんが、さまざまな分野のマニアと一緒に彼らお気に入りの現場を訪ね、その熱狂的な楽しみ方を体験する旅番組、さし旅「文房具マニアと巡る熱狂ツアー」(総合・6月3日放送)などの番組を考査しました。

また、国際放送では、外国人向けテレビ国際放送「NHKワールドTV」のニュース4項目と番組2本の考査を実施しました。考査したのは、中東など8か国がイランとの関係改善や過激派組織への支援を理由にカタールとの国交を断絶し、テロ対策での結束や物流など経済面への影響が懸念されている背景を伝えた「NEWSLINE」(日本時間6月5日

放送ほか)、日本文化のルーツを求めて寺社仏閣を巡る3回シリーズの初回で、外国人の旅人が桜の名所・奈良県吉野を旅する「SPIRITUAL PLACES IN NARA Yoshino」(日本時間5月28日放送)などです。

考査の結果、これらの一連のニュース・番組は、放送法、国内番組基準、国際番組基準等に照らし、妥当であったと判断します。

(3) 放送番組審議会議事録(資料)

編成局と国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、全国の地方放送番組審議会(関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国)の平成29年5月開催分の議事録についての報告。

注:放送番組審議会の内容は、NHKのホームページ「NHKオンライン」の「経営情報」のなかに掲載しています。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成29年 7月18日

会 長 上 田 良 一